

2013.4.1

チーム 各位

日本アメリカンフットボール協会  
アンチ・ドーピング部会長 川原 貴

ドーピングコントロールにおける「治療目的使用の適用措置 (TUE)」の申請について

禁止物質を治療上どうしても使用せざるをえない場合には、TUE 申請をし、許可されれば使用できます。禁止物質の使用が許可されるのは、①他に治療法がない②使用しないと健康上重大な障害を受ける③競技能力を向上させない、の 3 条件を満たす場合です。

TUE 申請は基本的には、試合の 30 日前までに行うことになっていますが、平成 24 年度から事前に TUE 申請が必要な競技会を日本アンチ・ドーピング機構が指定することになりました。指定されていない競技会の場合には、ドーピング検査を受け、その後、日本アンチ・ドーピング機構から連絡があった場合 (禁止物資が検出された場合) に申請する、という遡及的 TUE 申請でよいことになりました。

アメリカンフットボールでは、事前 TUE 申請が必要な競技会の指定は平成 25 年度はありませんので、遡及的 TUE 申請でよいことになりました。ただし、TUE が認められるための条件は事前の TUE 申請と同じです。従いまして、選手の服薬、サプリメント等のチェックと指導は、従来どおりお願い致します。なお、遡及的 TUE 申請をして認められるかどうか不安な場合には、事前に申請しても結構です。